

監理技術者の兼務に関する特記仕様書

1 趣旨

本工事は、監理技術者の兼務に関する取扱い（令和3年3月30日付け財第92号）に基づき、2件の工事で監理技術者を兼務できる対象である。

2 兼務できる工事

兼務できる工事は、以下の基準を全て満たすものとする。

- (1) 予定価格が3億円（税込）未満の工事であること。
- (2) 工事場所が市内又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。
- (3) 発注者が兼務を認めている工事であること（国、県等の他発注機関が兼務を認めている工事との兼務も可能。）
- (4) 現場代理人を兼務していないこと（ただし、監理技術者補佐は現場代理人を兼務できる。）。
- (5) 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと。

3 兼務の条件

- (1) 兼務する2件の工事に、監理技術者補佐をそれぞれ専任で配置すること。
- (2) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること（山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は、認めないもの。）。
- (3) 監理技術者に求められる責務は変わらないこと。また、主要な会議への参加、主要な工程の立ち合いなど、あらかじめ発注者に説明すること。

4 手続

- (1) 受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、「監理技術者の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格を有する書類を添付し、それぞれの発注者に届出すること。
- (2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「監理技術者の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。